

千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、感染防止対策と経済の両立を目指し、持続可能な飲食店の感染防止対策を促進するため、千葉県内において客席を設ける飲食店及び喫茶店（以下「飲食店」という。）が、「千葉県飲食店感染防止対策認証事業」の認証取得に取り組む場合、飲食店が行う感染防止対策に要する経費について、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和三十二年千葉県規則第五十三号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、飲食店に対し補助金を交付する。

(補助事業者の要件)

第2条 補助金の申請及び交付の対象となる飲食店は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- 一 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）で定める資本金5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下の中小企業者若しくは個人事業主である者等
 - 二 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定による許可を受け事業を営んでいる者
 - 三 「千葉県飲食店感染防止対策認証事業」の認証取得のために必要な設備の整備を行い、同認証を取得している者
 - 四 補助金の受給後も事業を継続する者
 - 五 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している者
 - 六 その他知事が必要と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有するものをいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該事業は、補助の対象とならない。
- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - 二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

- ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（補助対象経費等）

第3条 補助の対象となる経費は、令和3年7月26日以降に支出した経費で、補助対象経費、補助事業の区分、種目、補助率及び補助限度額は、別表で定めるものとする。

2 補助対象事業に要する費用は、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

3 第1項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、店舗ごとにつき、1回に限るものとする。

（交付申請）

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする場合は、知事が定める期日までに、千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 申請者は、次の各号に掲げる書類等を添付して知事に提出しなければならない。

一 感染防止対策に要した経費内訳書（様式第2号）

二 補助対象設備を整備したことが確認できる写真

三 補助対象設備に係る支払いを確認できる書類

四 取得財産等保管台帳の写し（様式第3号）

五 申請者の口座情報が分かる通帳等の写し

六 誓約書（様式第4号）

七 役員等名簿（様式第5号）

八 その他知事が必要と認める書類

3 申請者は、知事が第5条第1項により定める代理人に限り委任状を付すことにより、申請等を委任することができる。

（補助金申請に係る一括申請）

第5条 知事は必要に応じてこの要綱で定める補助金申請に係る事務について委託することができる。その場合は、知事は当該受託者を代理人として定め、代理人からの補助金の一括申請を認めることができる。

2 代理人が一括申請を行う場合は、千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金交付一括申請書兼実績報告書（様式第6号。以下「一括申請書」という。）により、申請書及び第4条第2項各号で定める書類等並びに千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金交付一括申請一覧表（様式第7号）及び千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金交付一括申請内訳表（様式第7号の2）を添付し、知事に提出するものとする。

(交付の審査)

第6条 知事は、第4条又は前条の規定による交付申請があったときは、提出書類等により次の各号に掲げる項目を審査するものとする。

- 一 交付申請する者が第2条及び第3条の規定による要件を満たしていること。
- 二 申請内容に誤りがないこと。

2 知事は、必要に応じて各種調査を行うものとし、申請者は調査に協力しなければならない。

(交付の決定及び額確定の通知)

第7条 知事は、前条で定める審査により、交付の可否を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により交付を決定したときは、申請者へ通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定について、代理人が一括申請を行った場合は、代理人へ通知するものとし、代理人は速やかにその内容を申請者へ通知するものとする。
- 4 知事は、審査の結果、補助金を交付しない決定をしたときは、申請者へ通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金請求書（様式第8号。以下「請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定により補助金の交付決定を受けた代理人（以下「代理一括交付決定者」という。）は、千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金一括請求書（様式第9号。以下「一括請求書」という。）を、知事に提出しなければならない。

(支払)

第9条 知事は、前条第1項の規定により請求があった場合は、請求書の内容を確認の上、適当と認めるときは、速やかに交付決定者へ補助金を支払うものとする。

2 知事は、前条第2項の規定により一括請求があった場合は、一括請求書の内容を確認の上、適当と認めるときは、代理一括交付決定者に補助金を支払うものとし、代理一括交付決定者は速やかに交付決定者へ補助金を支払うものとする。

(決定の取消)

第10条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができるものとする。

- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 二 規則又はこの要綱に違反したとき。
- 三 その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の規定により決定を取り消した場合は、規則第17条第4項において準

用する規則第6条の規定により通知するものとする。

(返還命令)

第11条 知事は、前条の規定により交付の決定を取り消したときは、規則第18条の規定により、既に支払った補助金の全部について、期限を定めて交付決定者に対し、その返還を請求するものとし、交付決定者はその請求に応じて返還しなければならない。なお、この場合、補助金の受領の日から納付の日までに日数に応じた加算金（交付した補助金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うものとする。

(暴力団密接関係者)

第12条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(財産の管理等)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下、「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効果的な運用を図らなければならないこと。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者が、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。なお、取得財産等のうち、規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により処分（他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供することをいう。以下同じ。）を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがある。

(補助金等の経理)

第15条 この要綱により補助金の交付を受けた補助事業者は、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間整備保管しておかなければならない。

(指導監督等)

第16条 知事は、事業の円滑な遂行を図るため必要があるときは、補助事業者に対し指

示し、又は事業の内容について調査することができるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月26日から施行する。

別表（第3条）補助対象経費、事業区分、種目、補助率及び補助限度額

補助対象経費	事業区分	種目	補助率及び補助限度額
補助事業者が、飲食店感染防止対策を行うための経費	1 機器購入	<p>(1) 飛沫感染防止対策 アクリル板※、パーティション※（ビニールカーテン、防護スクリーン等含む）、フロアマーカ―、食器カバー ※『千葉県飲食店感染防止対策認証事業』の認証基準に合致するもの</p> <p>(2) 接触感染防止対策 非接触型体温計、サーモカメラ、コイントレイ、非接触消毒液ディスペンサー、非接触ソープディスペンサー、消毒液ボトル設置台（足踏み式等）、キャッシュレス決済端末、カラーコーン、ベルトパーティション</p> <p>(3) 換気による感染防止対策 二酸化炭素濃度測定器（NDIR方式）その他類似するもの、サーキュレーター、HEPAフィルター付き空気清浄機（風量5m³/分以上のもの）、加湿器</p> <p>(4) 付帯備品等 (1)～(3)の補助事業に付帯する、軽微な備品等</p>	補助対象経費の10分の10又は30万円のいずれか低い額

		<p>(5) 付帯作業等 (1)～(3)の補助事業に付帯する、設置等軽微な作業</p> <p>(6) その他知事が必要と認めるもの。</p>	
	<p>2 機械工事 (本体購入費用含む。)</p>	<p>(1) 接触感染防止対策 自動水栓、人感センサー付き照明、洋式トイレの改修、レイアウト変更工事</p> <p>(2) 換気による感染防止対策 換気設備、換気機能を内蔵したエアコン、窓、自動扉</p> <p>(3) 付帯備品等 (1)～(2)の補助事業に付帯する、軽微な備品等</p> <p>(4) 付帯作業等 (1)～(2)の補助事業に付帯する、設置等作業</p> <p>(5) その他知事が必要と認めるもの。</p>	<p>補助対象経費の 4分の3又は 70万円のいずれか低い額</p>

様式第1号（第4条関係）

千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 住 所
法 人 名
代表者職・氏名

連絡先 電話番号
電子メールアドレス
担当者名

千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金交付要綱第4条の規定により、千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金の交付を、次のとおり申請します。

対象となる店舗名	
対象となる店舗の住所	
申請金額（税抜き）	円（千円未満は切り捨て）
<p>（千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金申請に関する委任欄）</p> <p>私は、千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金申請に関し下記の者を代理人と定め、千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金交付要綱に基づく補助金の申請、請求及び受領に関する一切の権限を委任します。</p>	
<p>（委任者・申請者）</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>（法人名・代表者職・氏名）</p>	<p>（受任者・代理人）</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>（法人名・代表者職・氏名）</p>

様式第2号（第4条関係）

感染防止対策に要した経費内訳書

店舗名：

住所：

No.	事業区分	種目	補助内容				備考
			品目	単価（円） （税抜き）	個数（個）	計（円） （税抜き）	
			「機器購入」小計（税抜き）・・・a			円	
			「機械工事」小計（税抜き）・・・b			円	
			申請合計（税抜き）・・・a + b = c			円	

※種目欄には種目の分類として記載のある、飛沫感染防止対策、接触感染防止対策、換気による感染防止対策、付帯備品等付帯作業等のいずれかを記入してください。

※単価、計、小計及び申請合計は消費税及び地方消費税は含みません。

※金額の合計の千円未満を切り捨てた額を申請書の「申請合計」（税抜き）に記入してください。

※aには、事業区分が「機器購入」の「計（円）」の合計額を記入してください。

※bには、事業区分が「機械工事」の「計（円）」の合計額に、0.75を掛けた額を記入してください。

※cには、aの額（30万円以上の場合は、30万円）とbの額（70万円以上の場合は、70万円）の合計を記入してください。

誓約書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

⑩

千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金の申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金交付要綱第2条第2項第1号から第3号のいずれにも該当せず、将来においてもいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金の申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、認証を受けられないこと又は認証を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

様式第5号（第4条関係）

役員等名簿

番号	商号又は名称 (半カナ)	商号又は名称 (漢字)	氏名 (半カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別 (M・F)	住所	職名
					元号 MTSH	年	月	日			

現在における（私 ・ 当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が、

- ・ 個人である場合は本人を記載すること。
- ・ 法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。

ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金交付一括申請書兼実績報告書

千葉県知事 様

申請者 住 所
法 人 名
代表者職・氏名

千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請金額 円

2 受任件数 件

3 添付書類

- (1) 千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金交付一括申請一覧表（様式第7号）
- (2) 千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金交付一括申請内訳表（様式第7号の2）
- (3) 申請書及び添付書類（第4条第2項各号）の一式
- (4) その他知事が必要と認める書類

千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金請求書

年 月 日

千葉県知事 様

請求者 住 所
法 人 名
代表者職・氏名

年 月 日付け千葉県指令第 号により額の確定のあった千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金について、千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

店 舗 名		
請 求 金 額		円
振込先口座	金融機関名	
	支 店 名	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	
	口座名義 (カタカナ)	
	口座名義 (漢字)	
添付書類		補助金交付決定兼額確定通知書の写し その他知事が必要と認める書類

千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金一括請求書

知事県知事 様

請求者 住 所
法 人 名
代表者職・氏名

千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求額 円

2 受任件数 件

3 振込先口座

振込先口座	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	
	口座名義 (カタカナ)	
	口座名義 (漢字)	

4 添付書類

- (1) 千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金一括交付決定兼額確定通知書の写し
- (2) 千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金一括交付決定兼額確定通知書に添付した交付者一覧の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類